

千葉県報

定例
令和6年3月22日

主要目次

| | | |
|----|---------------------------------|---|
| 告示 | 生活保護法等に基づく指定介護機関の辞退 | 一 |
| 告示 | 土地改良区定款の変更認可 | 一 |
| 告示 | 道路区域の変更(二件) | 一 |
| 告示 | 道路の供用開始(四件) | 二 |
| 告示 | 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(二件) | 二 |
| 告示 | 地方自治法に基づく徴収事務の委託 | 三 |
| 公告 | 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(七件) | 三 |
| 公告 | 公共測量の実施(八件) | 六 |
| 公告 | 公共測量の終了(二件) | 七 |
| 公告 | 一般競争入札(保留地の処分)の実施 | 八 |
| 公告 | 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 | 九 |
| 公告 | 都市計画公園の関係図書の縦覧 | 九 |
| 公告 | 特定調達公告 | 九 |
| 公告 | 落札者等の公告 | 九 |

告示

千葉県告示第百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において読み替えて準用する同法第五十一条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関の辞退について次のとおり届出があった。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| | | | | | |
|--------|-------|--------------|---------|---------|-------|
| 事業者の名称 | 主たる事務 | 指定に係る事業所の所在地 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 辞退年月日 |
| | | | 千葉県知事 | 熊谷 俊人 | |

| | | | | | |
|----------------|----------------|----------|---------------|--------------|-----------|
| 株式会社 ファーマミラ | 東京都世田谷区代沢五の二の一 | 共創未来貝塚薬局 | 野田市山崎貝塚町一〇の二五 | 居宅療養管理指導 | 令和四年九月三十日 |
| 株式会社 ファーマミラ | 東京都世田谷区代沢五の二の一 | 共創未来貝塚薬局 | 野田市山崎貝塚町一〇の二五 | 介護予防居宅療養管理指導 | 〃 |

千葉県告示第百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市敷岩土地改良区の定款の変更を令和六年三月十二日付けで認可した。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和六年三月二十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------|--------|-------------|-----------|
| 一 道路の種類 県道 | | | |
| 二 路線名 旭小見川線 | | | |
| 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長 | | | |
| 旭市清和甲字 | 前 | 一六・一一メートルから | 三七・八〇メートル |
| 杉山六九一番 | 後 | 一九・七一メートルまで | |
| 一地先から入 | | 一六・七〇メートルから | 三七・八〇メートル |
| 野字太田二、 | | 四四・九〇メートルまで | |
| 一七〇番三地 | | | |
| 先まで | | | |
| 旭市入野字太 | 前 | 一四・一五メートルから | 三一・〇五メートル |
| 田二、一七〇 | 後 | 二五・二八メートルまで | |
| 番二地先から | | 一九・三五メートルから | 三一・〇五メートル |
| 清和甲字西ノ | | 二五・二八メートルまで | |
| 谷一、六九二 | | | |
| 番一地先まで | | | |

千葉県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和六年三月二十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百十号

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

| 区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|--------|--|----------------------|
| 君津市向郷字 行人原一、八 〇八番一地先 から字乗押 一、二九七番 地先まで | 前 後 | 一〇・八七メートルから 二三・四四メートルまで 二三・〇九メートルから 二三・四四メートルまで | 六・四〇メートル 六・四〇メートル |

千葉県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月二十四日午後三時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年三月二十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------------------------------|
| 県道茂原大多喜線 | 茂原市台田字宮殿前七六六番一地先から字常盤七八四番地先まで |

千葉県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月二十五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和六年三月二十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 路線名 | 供用開始の区間 |
|---------|-----------------------------------|
| 県道旭小見川線 | 旭市清和甲字溜井下二〇一番五地先から字西ノ谷一、六九四番一地先まで |

千葉県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月十五日午後二時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和六年三月二十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------------------------------------|
| 一般国道四百十号 | 君津市大坂字筋作一、九八一番一地先から向郷字蟹原谷一、一〇七番一地先まで |

千葉県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月十四日午後三時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年三月二十二日から三週間、縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--|
| 一般国道四百九号 | 長生郡長南町坂本字境部田四、八二五番一地先から茂原市野牛字千里二八一番一地先まで |

千葉県告示第百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、成田市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称
成田市

二 都市計画事業の種類及び名称
成田都市計画下水道事業成田市第一号公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十五年二月二十七日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、印西都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十二日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 一 施行者の名称
印西市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
印西都市計画下水道事業印西市第一号公共下水道
 - 三 事業施行期間
昭和四十九年十二月二十日から令和九年三月三十一日まで
 - 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の二第一項第一号に掲げる講習に係る手数料(千葉県警察本部及び警察署の庁舎において徴収するものを除く。)の徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| | | |
|--|-----------------------------------|------------------------------------|
| 名称及び代表者の氏名 一般社団法人千葉県安全 運転管理協会 会長 中 根昭 | 所在地 千葉市中央区長洲一丁目 二二番三号羽田ビル三階 | 委託期間 令和六年四月一日から令和 七年三月三十一日まで |
|--|-----------------------------------|------------------------------------|

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
津田沼ビート
 - 2 船橋市前原西二丁目五五六番地ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社津田沼七番館 代表取締役 小木曾高和ほか
 - 3 船橋市前原西二丁目一九番一号ほか
変更前の大規模小売店舗の名称及び所在地
津田沼パルコショッピングセンター
 - 4 船橋市前原西二丁目五三九番地ほか
変更後の大規模小売店舗の名称及び所在地
津田沼ビート
 - 5 船橋市前原西二丁目五五六番地ほか
変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社津田沼七番館 代表取締役 小木曾高和ほか
 - 6 船橋市前原西二丁目一九番一号ほか
変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社津田沼七番館 代表取締役 小木曾高和ほか
 - 7 船橋市前原西二丁目一九番一号ほか
変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社グリーンハウスフーズ 代表取締役 田沼千秋ほか
 - 8 東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号ほか
変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁ほか
 - 9 群馬県前橋市亀里町九〇〇番地ほか
変更年月日
- (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 令和五年三月十六日
- (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和五年三月十六日
- (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和五年十月二十五日ほか

二 届出年月日
令和六年二月十三日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルク野田山崎店
野田市山崎字西新田二、二三九番二ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠
埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称
(仮称)ベルク野田山崎店
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称
ベルク野田山崎店
- 5 変更年月日
令和五年十二月二十八日
- 二 届出年月日
令和六年一月四日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
COTOE流山おおたかの森
流山市おおたかの森西一丁目一五番地三
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称
(仮称)流山おおたかの森B35街区プロジェクト
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称
COTOE流山おおたかの森
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
未定
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔ほか
神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目九番地ほか
- 7 変更年月日
(一) 大規模小売店舗の名称
令和四年四月二十一日
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和五年二月二十四日ほか
- 二 届出年月日
令和六年一月三十一日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

津田沼ビート

船橋市前原西二丁目五五六番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社津田沼七番館 代表取締役 小木曾高和ほか

船橋市前原西二丁目一九番一号ほか

3 開店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称

株式会社ベイシア

4 変更前の開店時刻

午前十時(年間六十日に限り午前九時)

5 変更後の開店時刻

午前七時

6 変更年月日

令和六年二月十四日

二 届出年月日

令和六年二月十三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク野田山崎店

野田市山崎字西新田二、二三九番二ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番

3 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所

4 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所

5 変更年月日

令和六年二月七日

二 届出年月日

令和六年二月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

COTOE流山おおたかの森

流山市おおたかの森西一丁目一五番地三

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更前の駐車場の収容台数
六六五台

4 変更後の駐車場の収容台数
六〇〇台

5 変更年月日
令和六年十月一日

二 届出年月日
令和六年一月三十一日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十二日から七月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おおたきショッピングプラザオリブ

夷隅郡大多喜町船子字東前八六一番地ほか

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大多喜ショッピングセンター協同組合 代表理事 中村浩明ほか

夷隅郡大多喜町船子八六一番地ほか

3 変更前の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前十時、閉店時刻は午後八時

4 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時

5 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

6 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

7 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日
令和六年二月九日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び夷隅郡大多喜町商工観光課

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉地方務局

二 作業種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間 令和五年十一月一日から令和七年一月三十一日まで

四 作業地域 千葉市稲毛区穴川四丁目、黒砂台三丁目、小仲台一丁目及び小仲台二丁目

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉県

二 作業種類 公共測量（精密水準測量）

三 作業期間 令和五年十月二十六日から令和六年五月三十一日まで

四 作業地域 銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡多古町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>一 測量計画機関 松戸市</p> <p>二 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量)</p> <p>三 作業期間 令和五年十一月六日から令和六年三月十五日まで</p> <p>四 作業地域 松戸市全域</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> | <p>一 測量計画機関 市原市</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 令和五年十二月一日から令和六年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 市原市全域</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> | <p>一 測量計画機関 市原市</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 令和五年十一月一日から令和六年一月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 市原市馬立、上高根、中高根及び南岩崎</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> | <p>一 測量計画機関 市原市</p> <p>二 作業種類 公共測量(三級基準点測量及び四級基準点測量)</p> <p>三 作業期間 令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 市原市八幡</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> |
| <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> | <p>一 測量計画機関 山武郡芝山町</p> <p>二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)</p> <p>三 作業期間 令和五年十二月一日から令和六年三月十五日まで</p> <p>四 作業地域 山武郡芝山町全域</p> <p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> | <p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量は令和五年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> | <p>公共測量の終了</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により、次の公共測量は令和五年三月二十四日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和六年三月二十二日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> |

| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 物件番号 | 所在 | 面積 | 最低売却価格 |
|---|---|--|---|---|------|---|---------|---------------|
| 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内九四街区九画地) | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内九四街区六画地) | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内九四街区一画地及び九四街区一―二画地) | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内六九街区二画地) | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内四七街区七画地) | | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内四七街区七画地) | 四三四・九四㎡ | 円 一〇一、七七五、〇〇〇 |
| 二〇七・三五㎡ | 二三七・五七㎡ | 一六二・五六㎡ | 一、五四八・三七㎡ | | | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内四七街区七画地) | 四三四・九四㎡ | 円 一〇一、七七五、〇〇〇 |
| 五二、四二二、〇〇〇円 | 五四、八七八、〇〇〇円 | 三七、五五一、〇〇〇円 | 三一七、四一五、〇〇〇円 | | | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内四七街区七画地) | 四三四・九四㎡ | 円 一〇一、七七五、〇〇〇 |

一 測量計画機関 木更津市
 二 作業種類 公共測量(基準点復旧)
 三 作業期間 令和五年三月十日から三月二十四日まで
 四 作業地域 木更津市請西二丁目

一般競争入札(保留地の処分)の実施
 千葉県都市計画事業土地地区画整理事業に係る保留地の処分に關する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。
 令和六年三月二十二日
 千葉県知事 熊谷 俊人

| 7 | 6 |
|---|--|
| 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内九七街区二画地) | 流山市(流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地地区画整理事業区域内九五街区七―一画地及び九五街区七―二画地) |
| 七六七・五四㎡ | 二〇〇・〇二㎡ |
| 円 一五一、二〇五、〇〇〇 | 四六、八〇四、〇〇〇円 |

二 入札に参加する者に必要な資格

- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先
 流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一三八)六三六〇

四 入札及び開札の期間及び場所等

- 入札の期間 令和六年六月二十日(木曜日)及び二十一日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
- 入札の場所 千葉県流山区画整理事務所
- 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。
- 入札参加上の注意
 - この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。
 - 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

五 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

| 物件番号 | 日時 | 場所 |
|------|-------------------------|---------------------------|
| 1 | 令和六年六月二十四日(月曜日) 午前九時三十分 | 千葉県流山区画 整理事務所三階 入札室 |
| 2 | 令和六年六月二十四日(月曜日) 午前十時 | |
| 3 | 令和六年六月二十四日(月曜日) 午前十時三十分 | |
| 4 | 令和六年六月二十四日(月曜日) 午前十一時 | |
| 5 | 令和六年六月二十五日(火曜日) 午前九時三十分 | |
| 6 | 令和六年六月二十五日(火曜日) 午前十時 | |
| 7 | 令和六年六月二十五日(火曜日) 午前十時三十分 | |

五 入札保証金

納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

六 入札の無効

規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

1 申込期間 令和六年五月八日(水曜日)から十日(金曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2 受付場所 千葉県流山区画整理事務所

3 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和六年三月二十二日柏市の変更に係る柏都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画公園の関係図書の縦覧

令和六年三月二十二日市原市の変更に係る市原都市計画公園の関係図書の送付があった

ので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
令和六年三月二十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年3月22日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩千葉県防災情報システム用機器等貸借 一式
- ⑪千葉県防災危機管理予防対策課 千葉県中央区市場町1番1号
- ⑫令和6年1月11日
- ⑬株式会社J.E.C.C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- ⑭154,342,320円
- ⑮一般競争入札
- ⑯令和5年11月28日

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八